

秋ト協第202号
令和5年10月23日

会員事業者 各位

(公社) 秋田県トラック協会
会長 赤上 信 弥
【公印省略】

車輪脱落事故に対する行政処分等の強化について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、多発している大型車の車輪脱落事故対策として、令和5年10月1日から貨物自動車運送事業者及び整備管理者に対する行政処分等が強化されましたので、下記の通りお知らせ致します。

また、改正に伴い、「整備管理規程」を変更する必要がありますので、こちらも併せてご確認下さい。お忙しいところ恐縮ですが、ご確認ご対応の程よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 行政処分等の基準

(新設) ホイールボルトの折損、ホイールナットの脱落またはそれらに類する事象に起因する車輪脱落事故が発生したもの。

※車輪が脱落した要因に事業者の関与が無く、事業者による点検整備が確実に行われていることの証明があった場合を除く

※車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車に限る

車両の使用停止期間	
初違反	20日車
再違反	40日車

2. 整備管理者の解任命令

(新設) 大型車のホイールボルト折損等による車輪脱落事故が発生した場合であって、過去3年以内に同事故が発生していた場合（上記の再違反の適用を受ける場合）※整備管理者が1名しか選任されていない営業所においては、本解任命令後に「事業停止処分」を受ける場合があります。

3. 整備管理規程への明記（別添規程（例）第7条及び第18条を参照）

- ・タイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理に関し、タイヤ脱着時の作業管理表等を用いるなどして適切に実施すること又は整備工場等を実施させること
- ・タイヤ脱着作業に関する自家整備作業要領を定めること（タイヤ脱着時の作業管理表において適切に実施出来る場合は当該作業管理表を実施要領としても良い）

※既存の整備管理規程を変更の上、変更後の整備管理規程に基づくタイヤの脱着作業の実施及び管理の徹底をお願いします。

4. 関係書類

下記関係書類を協会 HP に掲載しておりますのでご確認ください。

- ・「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について別表」新旧対照表
- ・「整備管理者制度の運用について」の一部改正について
- ・整備管理規定（例）

以上